

新潟産業大学父母の会奨学貸付金規程

制定 平成11年6月13日

(目的)

第1条 この規程は、新潟産業大学に在学する学生が、経済的に困窮し、緊急に援助を必要とする場合、資金を貸付け、支援することを目的とする。

(対象範囲)

第2条 貸付金の貸与を受けられる者の範囲は、新潟産業大学父母の会会員の子弟に限ることとする。但し、休学者及び留学生は除く。

(条件)

第3条 この規程での貸付条件は、次のとおりとする。

1. 貸付限度額は学納金年額の限度内とし、学納金納入時に貸与し、貸付金は学納金に充当しなければならない。
2. 貸付金の返還は貸付年度内とする。但し、返済期間内に返還できない場合は、その理由と事後の返済計画を書面にて速やかに提出し、役員会の承認を得なければならない。
3. この貸付金は、無利子とする。
4. 連帯保証人は親権者または保証能力のある他の者で、1名を要する。
5. 卒業、退学その他の異動により学籍を離れるときは、直ちに貸付金の全額を返還しなければならない。

(申請の方法)

第4条 貸付金を受けようとする者は、所定の書類に必要な事項を記入し、連帯保証人の身分を証明する書類を添え、父母の会会长まで提出しなければならない。但し、卒業年次生については、9月25日までとし、休祭日の場合はその前日とする。

(選考委員会)

第5条 貸付金の貸与を受けられる者は、次の委員で構成される選考委員会で審査し、父母の会会长が決定する。

1. 父母の会幹事長
2. 父母の会会計監査
3. 学生委員長
4. 学生委員の内、父母の会担当委員
5. 学生課長

(貸付枠の設定)

第6条 原則として、毎年度当該予算の範囲内とする。

但し、特別の事情により増額の事情が生じた時には、役員会の承認を得ることとする。

(主管)

第7条 この貸付金に関する主管は父母の会事務局が取り扱う。

(改正)

第8条 この規則の改正は、父母の会役員会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成11年6月13日から施行する。

奨学貸付金申請書

平成 年 月 日

新潟産業大学父母の会

会長 殿

申請人 学籍番号
(学生)

学部 _____ 学科 _____ 年生 _____

氏名 _____

〒

現住所 _____

TEL

連帯保証人 氏名 _____

申請人との続柄

〒

現住所 _____

TEL

勤務先 _____

TEL

貸付申し込み金額	円
----------	---

貸付金申請理由	
---------	--

償還期間	自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日

貸付金申請の結果	平成 年 月 日
	1. 許可 2. 不許可

- * 添付書類
- | | |
|--------------------------|----|
| 1. 連帯保証人の戸籍抄本または健康保険証の写し | 1部 |
| 2. 連帯保証人の印鑑登録証明書 | 1部 |
| 3. 貸付金振込先口座の通帳の写し | 1部 |

奨学貸付金返済方法書

平成 年 月 日

新潟産業大学父母の会

会長 殿

借受人 学籍番号

(学生) _____ 学部 _____ 学科 _____ 年生 _____

氏名 _____

〒

現住所 _____

TEL

<返済方法>

初回返済予定日 平成 年 月 日 返済金額 _____ 円
2回目以降返済 平成 年 月 日 返済金額 _____ 円
返済回数 回 每月 日に返済する。

振込先

北越銀行 柏崎支店

普通預金 口座番号 541482

口座名義 新潟産業大学父母の会奨学基金

代表 (会長名)